

05 所得の申告をお願いします

国民健康保険の加入者やその世帯主のうち、前年所得がわからない人を対象に「国民健康保険税賦課に関する所得調査について」という調査票を6月上旬に送付します。調査票が届いた人は6月末までに必ず申告してください。

※世帯主本人が国民健康保険に加入していなくても、世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主の所得申告が必要です。

※無収入の人や税法上の被扶養者であっても申告は必要です。

所得のない人(給与・アルバイト収入が年間55万円以下の人を含む)は、同封の調査票に記入の上、個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)と身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)、給与収入がある場合は令和3年中の収入額が分かるもの(源泉徴収票など)の写しを添付し、返送してください。

●税務課(役場1階) ☎823-9204 FAX.823-9627

所得のある人(給与・アルバイト収入が年間55万円を超える人など)は、次のものを持って税務課で申告してください。

- 令和3年中の収入額が分かるもの(源泉徴収票など)
- 社会保険料控除や生命保険料控除を受ける場合は、その控除証明書
- 個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)と身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

申告がない場合は、保険税の軽減対象になる世帯でも軽減されず、保険税が高いままとなる場合があります。また、医療費を多く支払ったときに支給される高額療養費についても、上位所得者と判定され、支給額が大幅に減少する場合がありますので、必ず申告してください。

06 マイナンバーカードらくらく申請

●住民課(役場1階) ☎823-9205 FAX.823-9627

顔写真撮影からインターネットを経由しての申請まで、役場窓口で行えます。写真を用意していただく必要はありません。この機会にマイナンバーカードを作成してください。

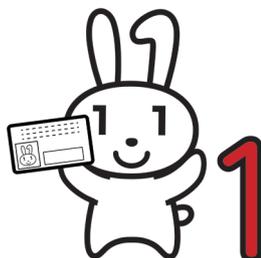
申請できる人

(次の全てに当てはまる人)

- ・海田町に住民登録がある人
- ・マイナンバーカードをまだ申請していない人
- ・申請後2カ月以内に転居・転出予定がない人

申請から受け取りまでの流れ

- ①本人確認書類(免許証や保険証)、個人番号カード交付申請書(所有している人のみ)を持って住民課へ。
- ②住民課の窓口で写真撮影を行い、そのままインターネット経由で申請します。
- ③1~2カ月後、カード完成のお知らせを送りますので、本人が受け取りに来てください。



※なお、次のものを用意していただいた場合、マイナンバーカードの受け取り時の来庁が不要となり、カードを直接自宅まで送ります。

1. 運転免許証や住民基本台帳カードなど、官公署発行の顔写真付きの本人確認書類
 2. 通知カード(持っている人のみ)
 3. 住民基本台帳カード(持っている人のみ)
- ※その他、申請時にカードの暗証番号を決めます。

